相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市田尻五丁目一二番、最後の住所千葉県市川市南八幡四丁目一六番三号　被相続人　亡　平沼　三好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　東京都港区赤坂三丁目一三番四号第三吉田ビル二階前川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　前川　渡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区小針四丁目一六番、最後の住所新潟県新潟市西区小針四丁目一六番二二号　被相続人　亡　東海林　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　事務所新潟県新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八号西堀青藍館二〇一号星野・磯部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　星野　文武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市春日新田二丁目九六番地七一、最後の住所新潟県上越市春日新田二丁目二二番一〇号　被相続人　亡　髙山　秋利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　新潟県柏崎市田中一番二号ロイヤルいずみ一階かしわざき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　齋藤辰一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市五加一二四六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀内　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　長野県東御市滋野乙二二〇二番地四　相続財産管理人　有賀　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市三輪九丁目二二五番地、最後の住所長野県長野市三輪九丁目一九番三号　被相続人　亡　清水　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　長野県長野市青木島町大塚八八六番地の二　相続財産管理人　柳澤　修嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字平出一六五〇番地、最後の住所長野県上伊那郡辰野町大字平出一六五〇番地二　被相続人　亡　林　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　長野県松本市大手二―一〇―一八ただちやビル一階　相続財産管理人　弁護士　宮田　旭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡湖東町大字讀合堂四九七番地、最後の住所大阪府堺市高須町二丁二番二三号　被相続人　亡　澤田　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　滋賀県東近江市読合堂町五〇四番地三　相続財産管理人　西澤　宇平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区大塚野溝町八五番地の三、最後の住所京都市山科区大塚中溝二四番地一四　被相続人　亡　濵本　雅己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　京都市中京区御池通麩屋町西入ル御池加納ビル五階　アクシス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区西三国三丁目一二〇番地、最後の住所大阪府箕面市箕面四丁目八番六八号　被相続人　亡　小林　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四　相続財産管理人弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区津守二丁目三八番地、最後の住所奈良県北葛城郡広陵町馬見南三丁目一五番一六号　被相続人　亡　中　輝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　奈良県大和高田市大字大中一〇〇番地　フジヨシビル二階　相続財産管理人　弁護士　東海　伸晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市落合垂水二三四番地、最後の住所岡山市中区門田屋敷三丁目四番三―一号　被相続人　亡　黒田　房江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　事務所岡山市北区番町一―五―五おかやま番町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小寺　立名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市多良見町佐瀬三八一番地、最後の住所長崎県諫早市多良見町佐瀬三八一番地一　被相続人　亡　溝口　武秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十七日　長崎市万才町一〇番三―三〇一サンガーデン万才町三階　相続財産管理人　弁護士　日髙　太一

第74期決算公告

平成23年6月24日　名古屋市港区入船二丁目4番6号

㊐ 旭運輸株式会社

代表取締役社長　萩野　聖

貸借対照表の要旨　（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,052,233	流動負債	2,367,563
固定資産	5,940,471	固定負債	1,318,387
有形固定資産	4,824,775	負債合計	3,685,951
無形固定資産	202,852	株主資本	5,295,913
投資その他の資産	912,843	資本金	100,000
		利益剰余金	5,195,913
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,170,913
		（うち当期純利益）	（193,473）
		評価・換算差額等	10,840
		純資産合計	5,306,753
資産合計	8,992,704	負債・純資産合計	8,992,704